

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 新型コロナウイルス感染症に係る対応について……………	1
2 一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団の民事再生手続の開始について……………	3
3 法人二税の超過課税の延長について……………	4
4 リース契約満了により返却したハードディスクの盗難について……………	12
5 「かながわICT・データ利活用推進計画 令和元年度点検報告書（案）」について…	14
6 「普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」 の一部改正について……………	16
7 分庁舎新築工事について……………	18

参考資料 かながわICT・データ利活用推進計画 令和元年度点検報告書（案）

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

総務局では、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、県税の徴収猶予等の県民等への対応に加え、テレワークの実施等の庁内での対応を行ってきた。

(1) 県民等への対応

ア 県税の徴収猶予等

(ア) 徴収猶予の特例制度の創設

収入が減少し、県税を一時に納付することが困難となった納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで最長1年間、徴収を猶予する特例制度が創設されたことから、積極的に周知するとともに、納税者の状況を配慮し、柔軟な対応を行った。

(イ) 申告期限等の延長

国が所得税等の申告納付期限を、令和2年4月16日まで延長したため、県税である個人事業税についても同様に申告期限の延長を行った。また、期限までの申告・納付が困難と認められる場合には、納税者からの申請に基づき、申告期限等の延長を行った。

(ウ) 自動車税種別割の電子納税の呼びかけ

令和2年6月1日納期限の自動車税種別割の納付について、金融機関の窓口における混雑を避けるため、パソコン・スマートフォンを利用した電子納税の利用やコンビニエンスストアでの納付を県民に呼びかけた。

イ 使用料及び手数料の減免等

(ア) 納付済みの使用料及び手数料の還付

感染拡大防止を理由に、県立施設を休館とした場合やホール・会議室等の使用キャンセルを受け付けた場合は使用料を還付すること、また、講習が中止となった場合等は手数料を還付することを庁内に周知した。

(イ) 県有財産使用料の減額

感染拡大防止を理由に、営業を休止した県有施設併設の売店やレストラン等について、申し出に基づき、使用料の減額を行うことを庁内に周知した。

(ウ) 納税証明書交付手数料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付や融資等の手続きに使用する納税証明書について、令和2年5月7日より、その交付手数料を減免している。

ウ 内定取消者等の緊急雇用

採用内定を取り消された方や職を失った方を対象に、生活費を得ながら新たな就職活動ができるよう、県の非常勤職員として約100名を緊急に雇用した。

(2) 庁内での対応

ア テレワーク等の実施

感染拡大防止の徹底を図るため、原則として全職員がテレワークや拡大時差出勤を行うなど、各所属の実情に応じて柔軟な対応を図った。

イ 県職員が感染した場合の基本的な対応

県職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、当該職員の行動記録や接触者リストの作成など所属等における基本的な対応について周知した。

ウ 感染予防対策の実施

職員ひとり一人が、手洗いや咳エチケットなど、日常の感染予防対策を徹底することや、すべての所属における消毒などの職場の感染症予防対策について周知した。

エ 庁内会議の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急時の会議を除くすべての庁内会議について、①構成員・陪席者の見直し、②Skype等の活用、③開催の中止、延期、書面開催への見直し、を図るよう周知した。

オ 職員向け対策における「新しい生活様式」の実践例の実践

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、「新しい生活様式」の定着のため、①感染予防対策、②テレワーク等の実施、③業務の見直し、を図るよう周知した。

2 一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団の民事再生手続の開始について

(1) 概要

県の認可を受けて特定保険業[※]を行っている一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下「財団」という。）について、令和2年6月民事再生手続が開始された。

※ 平成22年の保険業法改正により、これまで規制対象外であったいわゆる「無認可共済」を、行政庁の認可を受けることにより、平成17年法改正時点で引き受けていた保険の範囲内に限り、当分の間、継続することを経過措置として認めたもの。

(2) 経緯

県は、平成25年10月に特定保険業の認可を行い、その後も保険業法に基づき、認可基準の適合性等の監督を行ってきた。

しかし、特定保険業の業績不振により債務超過に陥る見込みとなったことから、財団は経営改善による事業継続を断念し、令和2年6月1日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、6月8日同裁判所は再生手続の開始を決定した。

(3) 財団の特定保険業の状況

加入対象者は、県内の中小企業経営者、従業員及び自営業者並びにそれらの家族であり、被保険者数は41,352人（令和2年5月1日現在）。

(4) 今後の県の対応

保険契約の取扱いは、今後、裁判所の監督の下、再生計画において定められることとなるが、県でも、財団が保険契約者に対して適切に対応するよう指導していく。

【参考】財団の概要（令和2年3月末現在）

○所在地 横浜市中区元浜町4丁目32番地

○代表者 理事長 吉野博史

○役員数 理事5名、監事1名

○職員数 29名

○財務状況（令和2年3月末見込み）

当期損益△140,897千円、総資産額1,682,317千円、純資産額99,980千円
負債総額 1,582,340千円

3 法人二税の超過課税の延長について

法人二税の超過課税の延長に向け、これまで総務政策常任委員会で報告した活用目的や税制措置等の内容について、県内の経済団体や主要法人にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、「法人二税の超過課税の延長に係る素案」を取りまとめた。

(1) 県内の経済団体・主要法人へのアンケートの概要

県内の経済団体や主要法人に対し、超過課税の延長に係る県の考え方を整理した資料を送付するとともに、活用目的についてアンケートを実施した。

ア 取組内容

対 象 経済団体32団体、法人440社

実施期間 令和2年5月19日から6月5日まで

イ アンケートの取りまとめ状況

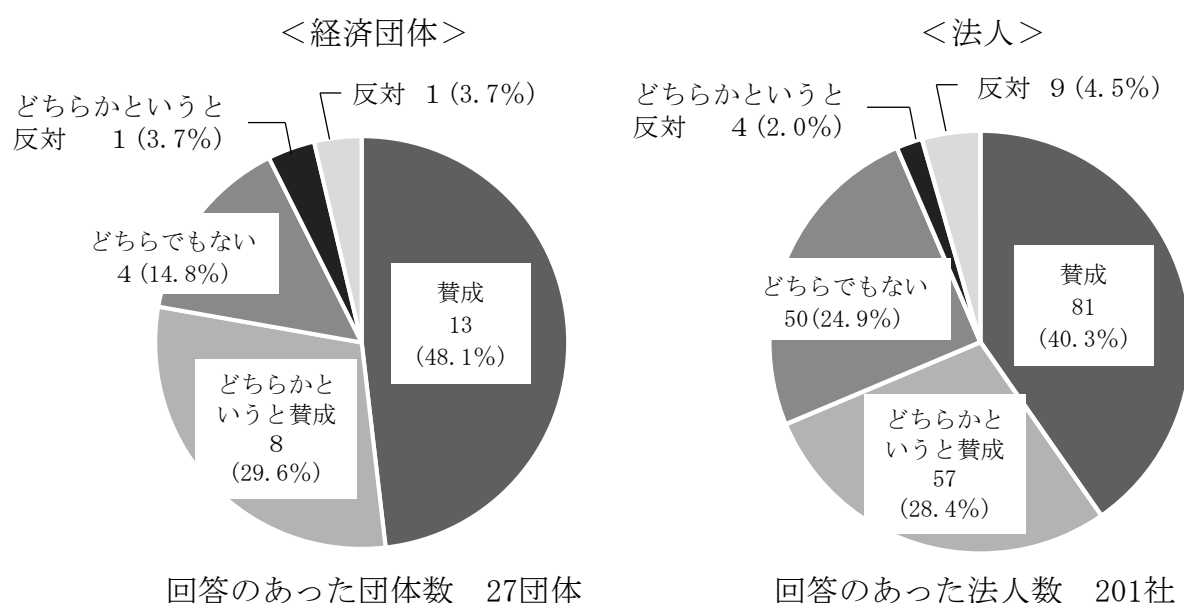
回答数 228 (27団体、201社)

回答率 48.3% (経済団体84.4%、法人45.7%)

ウ アンケート結果

経済団体・法人から回答のあったアンケートの結果は次のとおり。

- (ア) 超過課税による税収を「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」や「災害に強い県土づくりの推進」、「幹線道路の整備」を着実に、かつスピーディーに推進するための財源として活用することについて



【肯定的な意見】 ※（ ）内の数字は意見の数（複数意見あり）

- ・ 県の考え方に賛成する、理解する（18）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」の財源としての活用に賛成する、理解する（11）
- ・ 「災害に強い県土づくりの推進」の財源としての活用に賛成する、理解する（6）

【否定的な意見】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、企業財政が逼迫する中での超過課税は反対（5）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のための税負担増は慎重に検討してほしい（2）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の中、1年様子見をした上で、延長を判断するという考えがあってもよい（1）

【その他の意見】

- ・ 県の施策は有意義と承知するが、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の見通しが良くない中、税負担増は避けたい（3）
- ・ 課税目的について、十分な周知・説明が必要（2）

(イ) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」や「災害に強い県土づくりの推進」、「幹線道路の整備」の3つの活用目的のうち、どの活用目的が重要と考えるかについて（複数回答あり）

活用目的	経済団体	法人
新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進	24/27 (88.9%)	153/201 (76.1%)
災害に強い県土づくりの推進	11/27 (40.7%)	117/201 (58.2%)
幹線道路の整備	6/27 (22.2%)	53/201 (26.4%)

(ウ) 具体的にどのような面で財源を活用すべきかについて

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進】

- ・ 医療施設及び医療体制の整備（4）
- ・ 雇用の維持・確保につながるような補助金の一層の充実（3）
- ・ テレワーク等のICT環境の整備構築（3）

【災害に強い県土づくりの推進】

- ・ 地震対策、火山対策、津波対策及び大規模水害対策（11）
- ・ 災害発生時の早期復旧に資する体制整備（1）

【幹線道路の整備】

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路の整備（1）
- ・ 路面の保守や道路の拡幅等自動車が運転しやすい環境づくり（1）

(2) 法人二税の超過課税の延長に係る素案

ア 活用目的

(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復に向けて、経済対策を強力に推し進める。

- 地域経済の活性化
- 柔軟な経済構造の構築

(イ) 災害に強い県土づくりの推進

令和2年2月に策定した「水防災戦略」に基づく大規模水害対策はもとより、これまで「地震防災戦略」に基づき進めてきた地震・津波対策や減災対策につながる市街地の整備など、災害に強い県土づくりに継続して取り組む。

- 台風・豪雨・火山などの自然災害対策
- 地震・津波対策の一層の強化
- 災害に備えた社会基盤施設の整備
- 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

(ウ) 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の県内経済の持続的な発展や、災害時における物資輸送や経済活動の早期再開に資するため、県土構造の骨格となる自動車専用道路や地域の交流と連携を支える幹線道路の整備に継続して取り組む。

- 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

イ 税制措置

中小法人への配慮の観点から、資本金や所得金額が一定規模以上の法人について、超過税率を適用する。

なお、超過税率及び適用対象は現行制度を維持する。

(現行制度)

区分	税率	適用対象外の法人
法人 県民税	1.8% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 法人税額が年4,000万円以下
法人 事業税	標準税率の5%増し 所得割 1.18% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 所得金額が年1億5,000万円以下 (収入金額を課税標準とする法人 にあっては収入金額が年12億 円以下)

ウ 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用する。(5年間)

(3) 今後のスケジュール

令和2年7月～8月 県内の経済団体及び法人に対して、アンケート結果及び素案の内容を説明

9月 第3回県議会定例会に神奈川県県税条例の改正を提案

参考

法人県民税・事業税の超過課税に係る経済団体・法人の意見

令和2年6月

【質問1】

県では、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」や「災害に強い県土づくりの推進」、「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」を着実に、かつスピーディーに推進するための財源として、超過課税による税収を活用させていただきたいと考えておりますが、こうした県の考え方についてご意見をお聞かせください。
 当てはまる項目に○をつけてください。

賛成 ・ どちらかという賛成 ・ どちらでもない ・ どちらかという反対 ・ 反対

理由（任意記載）

<意見>

アンケート回答数		(228)
賛成		94
どちらかという賛成		65
どちらでもない		54
どちらかという反対		5
反対		10

<理由> ※ 複数回答あり

(1) 肯定的な理由		(41)
1(1)-1	県の考え方に賛成する、理解する	18
1(1)-2	「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」の財源としての活用に賛成する、理解する	11
1(1)-3	「災害に強い県土づくりの推進」の財源としての活用に賛成する、理解する	6
1(1)-4	「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」の財源としての活用に賛成する、理解する	4
1(1)-5	税収の使途を明確にしていれば、理解する	1
1(1)-6	中小企業が対象外となるのであれば、理解する	1
(2) 否定的な理由		(12)
1(2)-1	新型コロナウイルス感染症の影響により、企業財政が逼迫する中での超過課税は反対	5
1(2)-2	新型コロナウイルス感染症対策のための税負担増は慎重に検討してほしい	2
1(2)-3	新型コロナウイルス感染症の影響の中、1年様子見をした上で、延長を判断するという考えがあってもよい	1
1(2)-4	時限的な税は、期限が到来により1回止めるべき。延長が必要なら「なぜ必要なのか」を明示して新たに設けるべき	1
1(2)-5	いずれの事業も既存財源で対応すべき	1
1(2)-6	国内外からの企業誘致で財源を増やしてほしい。企業誘致には超過課税は妨げとなる	1
1(2)-7	企業の成長力、国際競争力を高めるためには、税負担の低減が必須	1

(3) その他		(14)
1(3)-1	県の施策は有意義と承知するが、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の見通しが良くない中、税負担増は避けたい	3
1(3)-2	課税目的について、十分な周知・説明が必要	2
1(3)-3	活用目的に即して公平性・中立性が確保されることが必要	1
1(3)-4	超過課税の延長について公平性の見地から検討すべき	1
1(3)-5	超過課税は必要だが、課税負担の恒久化により神奈川県所在企業の競争力が損なわれないよう考えてほしい	1
1(3)-6	超過課税は必要だが、経済動向を見極め、経済が回復するまで超過課税を凍結するなど慎重な検討が必要	1
1(3)-7	税率は低い方が良いが、自治体の財政状態を考慮すると協力すべきと考える	1
1(3)-8	新型コロナウイルス感染症の経済対策として交付した額を税として徴収することは、交付金の趣旨から反対	1
1(3)-9	個人への課税も含めた税収負担バランスの継続的な見直しを要望する	1
1(3)-10	現状の様な非常事態であれば超過課税も止むを得ないと思いますが、平時であれば超過課税に頼らず県政運営を行うべき	1
1(3)-11	子育て世帯への支援に力を入れるべき	1

【質問2】

御社（貴団体）は、次の3つの活用目的のうち、どの活用目的が重要と考えますか。当てはまる項目の番号に○を付けてください（複数回答可）。また、具体的にどのような面で財源を活用すべきかについてご意見があれば記載をお願いします。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進
- 2 災害に強い県土づくりの推進
- 3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

具体的な活用（任意記載）

<意見> ※ 複数回答あり

アンケート回答数	(228)
1 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」	177
2 「災害に強い県土づくりの推進」	128
3 「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」	59

<具体的な活用> ※ 複数回答あり

(1) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」について		(21)
2(1)-1	医療施設及び医療体制の整備	4
2(1)-2	雇用の維持・確保につながるような補助金の一層の充実	3
2(1)-3	テレワーク等のICT環境の整備構築	3
2(1)-4	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への税負担の軽減	2
2(1)-5	助成金の充実	2
2(1)-6	商店街による県内経済の回復に向けた取組	1
2(1)-7	中小企業の三密対策	1

2(1)-8	災害避難所の三密対策	1
2(1)-9	社会福祉施設の支援	1
2(1)-10	中小企業だけではなく、大企業への休業補償	1
2(1)-11	休業要請に対する補償	1
2(1)-12	中小企業・個人事業者等への金銭的支援	1
(2) 「災害に強い県土づくりの推進」について		(15)
2(2)-1	地震対策、火山対策、津波対策及び大規模水害対策（台風等による河川氾濫の防止対策含む）	11
2(2)-2	災害発生時の早期復旧に資する体制整備	1
2(2)-3	インフラ・基幹交通網の整備・強化	1
2(2)-4	帰宅困難者対策への助成	1
2(2)-5	新たなハードを造ることに注力するのではなく、点検等ソフト寄りの投資を増やしてほしい	1
(3) 「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」について		(3)
2(2)-1	自動車専用道路やインターチェンジ接続道路の整備	1
2(2)-2	路面の保守や道路の拡幅、見通しの良い景観や事故防止対策としてカーブミラーなどの器具の設置など、自動車が運転しやすい環境づくり	1
2(2)-3	新設よりも旧道の補修が必要	1
(4) その他		(24)
2(4)-1	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進が最も重要	12
2(4)-2	特定企業を対象とする超過課税は、課税の公平原則に反していると考えらる。十分な課税目的の説明・周知が必要	2
2(4)-3	3つの取組はいずれも重要課題である	1
2(4)-4	地震への不安及び新型コロナウイルス感染症の影響による経済不安の中、財源を活用して神奈川を元気にしていただきたい	1
2(4)-5	SDGsの観点から、災害対策及び幹線道路への活用が重要	1
2(4)-6	超過課税による財源活用は重要だが、課税負担によって神奈川県所在企業の競争力が損なわれないよう考えてほしい	1
2(4)-7	県と一般企業が災害対策について意見交換できる場や機会があればありがたい	1
2(4)-8	幹線道路の整備は渋滞を解消するための施策であるべきだが、川崎市内においては道路整備は川崎市の負担であるため、市内の徴収分が県内のどの地域に配分されるか十分な検討が必要	1
2(4)-9	幹線道路の整備も必要であると思うが、最優先で行うべきとは考えない	1
2(4)-10	防災対策や幹線道路整備は対象から外して、メリハリを付けてはどうか	1
2(4)-11	長期的な視点で投資してほしい	1
2(4)-12	財源を効率的に活用してほしい	1

【質問3】

その他ご意見がございましたら、お聞かせください。

＜意見＞ ※ 複数回答あり

(1) 超過課税による税収の有効活用に関するもの		(5)
3(1)-1	今回示された考え方について、賛成・理解	4
3(1)-2	具体的、迅速で、明快な対策を望む	1
(2) 活用事業に関するもの		(6)
3(2)-1	自然災害対策について、弊社も協力できる	1
3(2)-2	災害の脅威への備えが、個人を守り法人を守ると思う	1
3(2)-3	公共工事など企業の経済活動の発展に役立ててほしい	1
3(2)-4	安心して経済活動が再開できるような活用をお願いしたい	1
3(2)-5	安心して働ける環境のために財源の活用をお願いしたい	1
3(2)-6	感染症拡大防止に伴う外出制限の状況下においても、子どもの学力低下を抑えられるよう、教育に対して有効活用してほしい	1
(3) 超過課税の制度に関するもの		(3)
3(3)-1	感染症拡大防止策の原資としての超過税率はやむを得ない。対策構築後は超過税率を廃止してほしい	1
3(3)-2	超過課税を殆どの自治体が活用しているとすれば本則の税率や地方交付税交付金の額に問題がある	1
3(3)-3	超過課税は各自治体の財政状況に合わせて柔軟に活用できるという点は良いが、長期に渡り慣習的に徴収される税金であれば問題がある	1
(4) 県政運営に関するもの		(1)
3(4)-1	各種対策をスピーディーに実施してほしい	1
(5) 超過課税の周知に関するもの		(1)
3(5)-1	新型コロナウイルス感染症の影響で企業経営は厳しい。超過課税の延長について丁寧な説明が必要	1
(6) 県の対応に関するもの		(1)
3(6)-1	分かり易い情報発信や県民生活に還元される活用を引き続きお願いしたい	1

4 リース契約満了により返却したハードディスクの盗難について

(1) 事案の概要

- 令和元年12月5日、県が富士通リース株式会社とのリース契約満了により返却したサーバーから、同社がデータ消去を委託している株式会社ブロードリンクの社員1名により、県のデータが削除される前のハードディスクが盗まれ、オークションサイトですべて落札されていることが判明した。
- 盗難にあった18本のハードディスクは、12月21日までにすべて回収しており、現時点で、情報流出による具体的な被害の発生は確認されていない。

(2) 富士通リース株式会社への対応（令和2年2月28日以降）

- 2月28日を最終期限として富士通リース株式会社に対して提出を求めたデータ消去証明書が提出されず、県は同社に対する指名停止期間を3か月（6月10日まで）延長した。
- 6月5日に富士通リース株式会社より、これまでの調査の結果、データ消去作業を実施したブロードリンクに作業記録がなく、作業完了の報告も得られないため、県との契約に基づくデータ消去証明書が提出できない旨、県へ通知（6月4日付け）。
- 6月10日に、県は富士通リース株式会社に対する指名停止期間を3か月（9月10日まで）延長した。
- 現在、富士通リース株式会社に対する法的措置（損害賠償請求等）について、県顧問弁護士にも相談しながら、精査・検討している。

(3) 再発防止策の着実な実施

再発防止策の検討のため、令和元年12月26日から令和2年5月29日にかけて4回にわたり、再発防止策検討会議を開催し、その結果を踏まえ、実効的な再発防止策に取り組んでいる。

ア 物理的・技術的対策【実施中】

保存される情報の種類、保存される機器に応じて、3つの対策を着実に実施する。

情報機器・保存情報別の対策

対策	情報機器	保存情報	処理
対策1	サーバ	個人情報、重要情報を含む	① データ消去（専用ソフトウェア又は磁氣的破壊）【県職員】 ② 磁氣的破壊【契約事業者】 ③ 物理的破壊【契約事業者】 ④ 産業廃棄物として処理【契約事業者】

対策2	サーバ	公開情報のみ	① データ消去専用ソフトウェアによる 上書き消去【県職員】
	パソコン	—	② データ消去専用ソフトウェアによる 上書き消去【契約事業者】
対策3	タブレット	—	① 機器付属の初期化ツールによる消去 【県職員】 ② 機器付属の初期化ツールによる消去 【契約事業者】

イ 人的対策【早期に実施】

(ア) 研修・教育の充実

情報管理の徹底を図るための人的対策の核として継続的に実施し職員一人ひとりの意識向上と組織的管理体制の強化を目指す。

- a 情報セキュリティ管理者研修（所属長向け）
- b 職員のニーズに合わせた様々な形式の研修
- c 業務や職務の役割に応じた研修

※ テーマ別の短時間動画視聴による研修や、リモート研修、業務や所属の希望に応じた出前研修を実施。

(イ) ガイドラインの整備

情報セキュリティポリシーに則り、所属や業務の実情に合わせた情報セキュリティの実施手順を、各所属で作成・メンテナンスできるように体系的なガイドライン等（実施手順のひな形）を作成する。

(ウ) 人的対策以外での補完

情報漏洩対策は、人に依存した組織的・人的対策のみでは限界があることから、技術的対策や物理的対策、運用による対策といったその他の対策で補う必要がある。

- a パソコン・所属サーバ・外部記録媒体への電子情報保存に関する技術的対策
- b 暗号化技術の活用
- c ログ管理、アクセス管理等

ウ 情報機器等に係る賃貸借契約の見直し【早期に実施】

契約不履行時の賠償金（実費）や違約金（契約額の100分の10に相当する額）の算定と適用方法を整理した。

また、情報流出防止策を反映する標準仕様書・契約書を整理し、全庁に周知する。

5 「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画 令和元年度 点検報告書（案）」について

(1) 趣旨

令和元年7月に「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」を策定し、I C T及びデータを積極的に利活用して、県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」を実現するために、取組を推進してきた。

本計画の取組状況を把握、管理するために、「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画 令和元年度点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）を作成する。

(2) 点検報告書（案）の概要＜「参考資料」参照＞

ア 全体

計画1年目の令和元年度は、計画に位置付けている21分野76施策に取り組み、そのうち令和元年度に成果指標が設定されている71施策中、58施策（81.6%）で成果指標を達成した。

イ 柱ごとの取組

(ア) 柱Ⅰ くらしの情報化

次の中柱に位置付けた12分野51施策に取り組み、令和元年度に成果指標が設定されている48施策中、39施策（81.2%）で成果指標を達成した。

- ・ I C T及びデータを利活用した県民サービスの提供
- ・ 官民情報共有・整備の推進
- ・ 県民サービスの更なる電子化の推進

(イ) 柱Ⅱ 行政の情報化

次の中柱に位置付けた9分野25施策に取り組み、令和元年度に成果指標が設定されている23施策中、19施策（82.6%）で成果指標を達成した。

- ・ 行政事務の更なる電子化の推進
- ・ クラウド適用の原則化
- ・ I C Tガバナンスの強化
- ・ 情報化人材の確保

ウ 今後の取組

令和2年度も、国の動向やICTの情勢など、県を取り巻く環境に留意しながら、ICT部門が施策に取り組んでいる所管課に助言や情報提供、支援を行い、計画の着実な推進に取り組む。

(3) 今後の予定

令和2年7月 「点検報告書」公表

6 「普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」の一部改正について

(1) 改正の趣旨

公有財産の使用料を減免する場合は条例の規定が必要であり（地方自治法第228条）、貸付料を減免する場合は条例の規定又は議会の議決が必要である（同第237条第2項）。

本県では、普通財産の貸付料は、減免規定を条例で定めているが、行政財産の貸付料については、減免規定を条例で定めていないため、「普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」について所要の改正を行うもの。

<公有財産分類別・手続き別の減免規定>

公有財産	手続き	徴収する料金	減免を規定する条例
行政財産	使用許可	使用料	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例
	貸付け	貸付料	なし
普通財産	貸付け	貸付料	普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例

(2) 改正の理由等

ア 経緯

行政財産の第三者使用については、使用許可によることが原則であるが、平成18年の地方自治法改正により、庁舎や敷地の一部に生じた余裕箇所を有効活用する場合に貸付けできることとなった。

行政財産の余裕箇所の貸付けについて、本県では、県有財産を活用した財源確保策として、入札手続きを経た上で、自動販売機設置などを行っており、これまで減免する必要はなかった。

イ 改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策として休館・休校した県施設の自動販売機については、開館・開校に係る入札の前提条件が実現できないことから、当該休館・休校期間に限り一定の減額を行うことが相当である。

そのため、今般条例改正により減免規定を設け、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大時にも臨機に対応できる体制を整備するものである。

(3) 改正の概要

「普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」を次のとおり改正する予定。

- 行政財産の貸付料の減免に係る所要の規定を設ける。なお、将来的に公益上の理由等により、行政財産の貸付料の減免が必要となる場合に対応できるものとする。
- 令和元年度中の新型コロナウイルス感染症対策としての休館・休校時の取扱いまで対応できるよう、遡及条項を設ける。
- 普通財産だけでなく行政財産も条例の対象とするため、条例名称を改正する。

(4) 改正による効果

- 新型コロナウイルス感染症対策として休館・休校した施設において、貸付料の減額ができる。
- 施設の老朽化対策として、県有地に市町村と共同で庁舎等を整備する際、当該市町村に対する土地の貸付料の減額が可能となる。

(5) 今後の予定

令和2年9月 第3回県議会定例会に条例改正案を提出
令和2年10月 改正条例の施行

7 分庁舎新築工事について

分庁舎新築工事における新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響について報告する。

(1) 経過

- 令和2年4月7日 7都府県に緊急事態宣言（5月25日解除）
- 令和2年4月22日 受注3者より、新型コロナウイルス感染症対策のため工事一時中止の申し出
- 令和2年4月24日 工事請負契約約款第20条の規定に基づき、県より工事一時中止の通知
- 令和2年4月27日 工事一時中止（5月6日まで）
- 令和2年5月7日 工事再開

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の影響

ア 工期の変更について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響として、1.5か月程度の工期の延伸が見込まれる。

工期延伸の主な要因は、次のとおりである。

- (ア) 建築工事・機械工事・電気工事の工程の再調整
- (イ) 製品工場の閉鎖・稼働率の低下による製作及び搬入の遅延
- (ウ) 工事の一時中止に伴う多数の下請企業（作業員）の再確保

イ 請負代金の変更について

工期延伸に伴い請負代金の変更が見込まれる主な項目は次のとおりであり、金額については今後、精査する。

- (ア) 外部足場などの仮設リース材の賃料
- (イ) 交通誘導員の追加
- (ウ) 現場経費（共通費）の増額

(3) 今後の対応

工期及び請負代金の変更については、現在、工程の再調整に伴う延伸期間や仮設リース材等の追加費用などの算定に日時を要しているが、第3回定例会（9月）への変更契約の議案の提出に向けて、受注者との協議及び契約変更の手続きを進める。

(参考) 工事の概要

ア 分庁舎新築工事 (建築)

請負者：松尾・工藤・石井特定建設工事共同企業体
(代表構成員：株式会社松尾工務店)

契約工期：平成28年12月20日から令和2年9月30日まで

請負金額：5,697,156,800 円

イ 分庁舎新築工事 (機械)

請負者：根布・ダイト・長瀬特定建設工事共同企業体
(代表構成員：株式会社根布工業)

契約工期：平成29年3月22日から令和2年9月30日まで

請負金額：1,174,558,620 円

ウ 分庁舎新築工事 (電気)

請負者：東洋電装・東栄電設・神電設備工業特定建設工事共同企業体

(代表構成員：東洋電装株式会社)

契約工期：平成29年3月22日から令和2年9月30日まで

請負金額：983,213,600 円

【請負金額計 (ア～ウ) 7,854,929,020円】